

「メタンハイドレート開発促進事業」評価指定の

適否に関する発言と追加意見の一覧

A. 現時点で評価指定の必要は認められない

新しいエネルギー資源の開発の重要性は誰もが認めるところであり、メタンハイドレートも有力な候補の一つである。今はまだ開発の初期段階であり、経済産業省内でしっかりした評価も行われているので、しばらくまかせておいて良いのではないか。

フェーズ 1 が 2 年遅れたことは、試錐結果に基づき、方法、試験場所の変更の必要性が出たことで理解できる。また、この間の事業経過については、すでに経済産業省 産業構造審議会技術分科会評価小委員会での丁寧な評価が行われている。第 2 回の陸上産出試験の結果を見ずに、今の時点で評価すると、結局現状肯定的にならざるを得ないと思われる。

フェーズ 1 については、1) 日本周辺の資源量の確度ある推定、2) 産出手法のポイントを押さえた開発（固体状でかつ面的広がりを持つ資源として）3) 環境影響に対するマクロなリスク分析（評価の要素技術開発に留まらず）、4) 以上を踏まえたコストのより確度ある推定、といった点を踏まえて、従来通り産業構造審議会評価小委員会で評価を実施する。

フェーズ 1 については、経済産業省の良識的判断を尊重すべきである。

メタンハイドレート開発促進事業は評価指定の必要はないと判断される。

産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会において、例えば“メタンハイドレートに限らず、石炭、GTL, DME その他エネルギー関連技術開発事業について、推定コスト、目標コスト、実用に耐える環境条件などについての考察を研究開始時点で持つべきで、本プロジェクトも完全に欠落している”という指摘がなされている。第 51 回評価専門調査会において提出された資料にはこれらのコメントが含まれていないなどの不十分な点はあるが、評価小委員会においては外部に開かれた厳正な評価が実施されている。[コストのシミュレーションに関して踏み込んだ説明・資料は、評価専門調査会において新たに提示された（第 51 回評価専門調査会 資料 4-2、17 ページ）]

評価専門調査会で調査・検討すべき内容は、「計画遅延」の理由が「再検討に値するか否か」である。この限りでは、南海トラフの調査において計画当初に想定していた地層とは異なる結果が得られたため、対象に適合した地層を新たに選定し直し、フェーズ 1 を完結させるという妥当な計画変更であることから、再検討に値しないと考えられる。経済産業省が実施した評価の適切性を論点に

するならば、その評価がどのように行われたかに関してより詳細な報告がなされるべきである。

B. 将来、再度適否を検討する、または評価をする

フェーズ 1 の終了時、またはフェーズ 2 に展開する時期に評価の適否について調査検討することは必要である。

総合科学術会議は、2 年後の第 2 回陸上産出試験の結果を見て評価をする、または、その時点で評価の適否を決めるべきと考える。

研究総額が 300 億円を超えることが明らかになった時点あるいは総合科学技術会議が実施する評価の枠組を改定し、該当するようになった時点で指定して行う評価の対象とすればよく、現時点ではその必要性は無い。

海域における試掘の見通しが得られ開発が本格化し、総合科学技術会議の責任内に入ってきた時点（300 億円程度以上の国費投入）で、しっかり評価すれば良い。

C. 指定して評価することが適當

我が国のエネルギーセキュリティにおいて重要な問題であり、当プロジェクトの必要性は理解できる。しかし、研究開発を進めるにあたって、技術的な面以上に政策的な問題意識が少しおけていると思われる。コストの試算について今後どの程度の精度向上が見込まれるのか、技術的な問題も含めて全体の研究開発体制や特に生産のシミュレーション研究体制を調査すべきではないか。予算規模から考えても評価専門調査会の評価対象として適當であると考える。

D. 総合科学技術会議の評価対象として適當ではない

総合科学技術会議の運営は「内閣総理大臣のリーダーシップの下、科学技術基本計画に示された重要な政策が、わが国全体として適格・着実に具現化されるよう、政策推進の司令塔として府省を超えた国家戦略を示し、先見性と機動性をもって行うこと」が基本とされ、取り組みとして、政府研究開発の効果的・効率的推進、科学技術システムの改革の推進が挙げられる。当「メタンハイドレート開発促進事業」は、経済産業省における「燃料技術開発プログラム」を上位施策として設定され、政策的考慮により位置づけられた重要研究開発事業である。上位施策および上位政策とのリンクエージが明確であり、目標設定、プロセス管理、成果について、すでに産業構造審議会産業技術分科会評価小委員会による評価が適正に行われ、事業の意義が確認されているところである。このような経済産業省における政策体系に位置づけられた事業について評価を行うことは、総合科学技術会議の役割として適切とは考えられない。当プロジェクトの管理運営は当該政策・施策に責任を有する当該省庁において行うのが適當であり、総合科学技術会議が評価を行う研究開発に当たらないと考える。

以下の理由により、本件を総合科学技術会議評価専門調査会で評価を行うのは適切で無いと考える。

- ・ 本事業には開発研究的性格を持つ技術部分が含まれているが、事業推進の可否を判断する主要な要素ではないこと
- ・ 技術的な部分が妥当に進められているかについての判断は、本事業を実施する中で一体として、本事業の責任で行われるべきであること
- ・ 本事業のような試行錯誤を伴う動的技術について、評価専門調査会で行う、ある時点・ある切り口での静的評価が正しい結論を与えることは保障できないこと
- ・ 評価専門調査会での評価結果が、本事業推進のお墨付きを与えたかのように利用される可能性を危惧すること
- ・ 総合科学技術会議評価専門調査会での評価の対象は、あくまで科学技術の研究開発を主目的とする計画のみに絞るべきであると考えること